

令和 6 年 8 月 26 日

(仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

2. 各論

(1) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されており、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン・ハクチョウ類の移動経路となっているほか、カモ類等の飛来が確認されており、施設の稼働により、これらの鳥類にバードストライク等の影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺は、渡り鳥の夜間の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を適切に把握するため、レーダー調査を実施すること。

ウ 動物の調査について、多種多様な動植物の生息・生育環境となっている自然植生に調査地点が設定されておらず、動物の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。

エ コウモリ類の調査について、風力発電設備が集中する対象事業実施区域南側に調査地点が設定されておらず、コウモリ類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。

オ 鳥類の調査について、ICレコーダーによる録音調査は春季の1回としているが、夏鳥であるヨタカの生息状況を把握できないおそれがあることから、初夏にも調査を実施すること。

カ 希少猛禽類の調査について、対象事業実施区域外の北側及び北東側に調査地点が設定されておらず、当該猛禽類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。

キ 魚類の調査について、秋に遡上する魚類もいることから、春季及び夏季に加え、秋季にも調査を実施すること。

(2) 植物

ア 対象事業実施区域には、自然度の高いチシマザサブナ群団及びジュウモンジシダーサワグルミ群集の植生が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

イ 植物の調査について、踏査ルートが改変区域の全域に及んでおらず、植物相を十分に把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所や道路の敷設箇所など改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。

(3) 生態系

対象事業実施区域には、ふるさとの森と川と海保全地域が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、森林生態系や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域から当該保全地域を除外すること。

(4) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、十和田山、十和利山、迷ヶ平、大黒森等の主要な眺望点が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場であるミズバシヨウの群生地及び間木ノ平グリーンパークが存在しており、風力発電設備の設置や施設の稼働により、これらの活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの活動の場の利用状況等を把握した上で、適切な手法により予測及び評価を行うこと。

(6) その他

ア 対象事業実施区域には、水源かん養保安林及び保健保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域からこれらの保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。

イ 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにした上で、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価すること。